

法務省政策評価懇談会（第60回）議事録

1. 日 時

令和2年7月20日（月）13:28～15:31

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士

<省内出席者>

法務事務次官	辻 裕 教
政策立案総括審議官	西 山 卓 爾
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	早 渕 宏 毅
官房付兼秘書課付	野 田 洋 平
官房付	谷 澤 衣里子
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	吉 田 純 孝
人事課付	浅 沼 雄 介
官房参事官（予算担当）	深 野 友 裕
国際課付	神 吉 康 二
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 原 仁
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
官房付兼司法法制部付	川 副 万 代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
刑事局付兼官房付兼企画調査室長	中 野 浩 一
矯正局成人矯正課警備対策室長	櫛 引 唯一郎
矯正局更生支援管理官企画調整官	西 田 麻衣子
矯正局成人矯正課企画官	川 野 道 史
矯正局成人矯正課企画官	小 島 まな美
矯正局成人矯正課企画官	森 田 裕一郎
矯正局少年矯正課企画官	山 本 宏 一
保護局観察課企画調整官	田 代 晶 子

人権擁護局参事官	中 島 行 雄
訟務局訟務企画課訟務広報官	高 橋 史 典
法務総合研究所総務企画部副部長	松 本 剛
法務総合研究所研究部総括研究官	鈴 木 望
法務総合研究所国際協力部副部長	伊 藤 浩 之
出入国在留管理庁外国人施策推進室長兼調整官	東 郷 康 弘
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	小 林 賢一郎

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	渡 辺 英 樹
秘書課補佐官	下 谷 知 己

4. 議題

令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

資料1：令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：令和元年度法務省事後評価の実施に関する計画

補足資料：令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見

説明資料1：矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策

説明資料2：入管施設における新型コロナウイルス感染症対策

6. 議事

○渡辺政策立案・情報管理室長 少々時間が早いですが、定刻となりましたので、これより第60回法務省政策評価懇談会を開催させていただきます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、この場合は座長の委員の方に進行をしていただくところでございますが、前年度をもちまして座長が退任されておりますので、本日は、後ほど座長が選任されるまでの間、事務局側で進行させていただきたいと思っております。

なお、本日は、野澤委員及び宮園委員は御都合により欠席となっております。また、伊藤委員につきましては、御都合により14時半頃に退席する予定でございます。

はじめに、辻法務事務次官から御挨拶がございます。

○辻法務事務次官 法務事務次官の辻でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、「第60回政策評価懇談会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日御出席いただいております先生方におかれましては、御新任あるいは御再任として、今年度からの新たな任期において御指導を頂けると伺っております、大変深く感謝申し上げます。

近時、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求められているところであります。

政策評価におきましても、客観的な情報やデータに基づき政策効果を把握し、政策の改善や見直しに適切に反映させるなど、EBPMの実践をより一層意識して行うことが必要であると考えられます。

本日は、委員の皆様方から御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、是非とも忌憚のない御意見を頂きたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 ありがとうございます。

ここで、辻法務事務次官、西山政策立案総括審議官につきましては、公務により退席させていただきます。

続きまして、今年度から新たに2名の委員に政策評価懇談会に御参加いただくことになりましたので、自己紹介をお願いさせていただきたいと思っております。

篠塚委員、朝日委員の順番で自己紹介をお願いいたします。

○篠塚委員 弁護士の篠塚と申します。

政策を客観的に評価し、次の政策をまた作っていくということに対して、大変に優れた制度だと思っています。実質が伴うように、私どもとしては、力不足の点もございますが、何らかの寄与ができればと思っております。よろしく願いいたします。

○朝日委員 東京都立大学の朝日と申します。

専門は政策評価研究と主に経済学の観点から費用対効果などを研究しております。不慣れなところもございますが、精一杯務めさせていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 それでは、議事に入ります前に、座長の選任をさせていただきます。

座長の候補につきましては、田中前座長を通じて、日本弁護士連合会から篠塚委員を御推薦いただいております。皆様、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

この後の議事につきましては、篠塚座長をお願いさせていただきたいと思っております。

ここで、篠塚座長、事務局の席を移動させていただきたいと思っております。篠塚座長におかれましては、座長席へ御移動をお願いいたします。

それでは、篠塚座長、御進行のほどよろしく願いいたします。

○篠塚座長

委員の先生方から、極めて積極的に御質問、御意見をいただいております、2時間で全て審議できるのか不安もありますが、御協力いただいて、迅速かつ充実した審議を行いたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、本日の審議事項につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 事務局から、本日の審議事項について御説明いたします。

本日御審議いただくのは、「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。

事後評価の実施結果報告書（案）は、「令和元年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づいて、令和元年度に実施した施策を評価し、その結果を取りまとめたものでございます。

令和元年度に、法務省が政策評価の対象としていた施策は23施策ありますが、今回、事後評価を実施する施策は、モニタリング中の5施策を除いて18施策となります。

審議用の資料として、資料を4点配付しています。

資料1は、「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2は、「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は、「令和元年度法務省事後評価の実施に関する計画」、補足資料は、事前に委員から頂戴しました質問・意見をまとめたものです。

審議に関する説明は以上でございます。

そのほか、法務省からの説明資料として、「矯正施設・入管施設における新型コロナウイルス感染症対策」に関する資料を配付してございます。こちらは審議事項について御審議いただいた後で、法務省の最近の取組として御紹介させていただきたいと思っております。

なお、今回は、委員の皆様のお手元に、会議資料のデータをダウンロードしたタブレット端末を用意してございます。適宜御利用いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○篠塚座長 それでは、議題であります「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」につきまして御議論いただきたいと思います。

はじめに、基本政策I「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要の御説明をお願いいたします。

○下谷補佐官 まず説明に先立ちまして、例年であれば、各施策の概要について説明をさせていただいておりましたが、効率的な審議に資するため、施策の概要はお配りしております報告書（案）をもって説明に替えさせていただければと思います。この場では、評価の内容のみ御説明差し上げたいと考えておりますので、御容赦いただければと思います。

それでは、基本政策Iに係る事後評価の概要について説明いたします。

まず、資料1「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」の8ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について説明します。

本施策は、平成27年度からの5年間を評価期間としておりまして、本年度は施策の最終評価を行うこととなります。評価対象である具体的な法整備、立法作業の状況につきましては、11ページ以下の一覧表のとおりでございます。このうち、令和元年度中に成立した法案の整備内容といたしましては、12ページの「民事執行法の見直し」、13ページの「会社法制の見直し」、「民法及び家事事件手続法の見直し」となっております。

次に、15ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について説明いたします。

この施策の測定指標は、「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」等を掲げてございます。

いずれの指標も目標を「達成」いたしましたことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、29ページを御覧ください。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について説明します。

この施策は、平成29年度及び30年度はモニタリングの対象でございましたので、今回、平

成29年度から令和元年度までについて評価を行うこととなります。

この施策の測定指標は、「活動中の認証紛争解決事業者の総数」を掲げておりますところ、指標の目標を「達成」しましたことから、施策の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価をしております。

次に、33ページを御覧ください。「法教育の推進」について説明いたします。

この施策の測定指標は、「法務省ホームページ内の法教育関連ページへのアクセス件数」等を掲げております。

いずれの指標も目標を「達成」しましたことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価をしております。

次に、39ページを御覧ください。「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」について説明します。

この施策の測定指標は、「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況」を掲げておりますところ、指標の目標を「おおむね達成」しましたことから、施策の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価をしております。

次に、46ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「再犯防止対策等に関する研究」について説明いたします。

本研究は、平成27年度に事前評価を実施した上で、平成28年度から平成29年度までの2か年で実施した研究でございます。

本研究につきましては、外部有識者等で構成されます「研究評価検討委員会」による評価を踏まえ、事後評価を実施いたしまして、51ページの「(3) 総合評価」に記載のとおり「大いに効果があった」と評価をしております。

次に、61ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「暴力犯罪者に関する研究」について説明いたします。

本研究も、平成27年度に事前評価を実施いたしまして、平成28年度から29年度までの2か年で実施した研究でございます。

本研究につきましても、外部有識者等で構成されます「研究評価検討委員会」による評価を踏まえ、事後評価を実施し、67ページの「(3) 総合評価」に記載のとおり「大いに効果があった」と評価をしております。

基本政策Ⅰに関する説明は、以上でございます。

○篠塚座長 ただ今の説明に関しまして、事前に委員から御意見等を頂戴しております。お手元に紙でお配りしている補足資料、質問・意見の一覧の「基本政策Ⅰ関係」について、法務省からの回答をお願いしたいと思います。

なお、回答に当たりましては、必ずお名前を名乗ってから発言いただくようよろしくお願いいたします。

伊藤委員が14時30分に御退席される予定とのことですので、順番が前後して恐縮ですが、まず、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（再犯防止対策等に関する研究）」について、番号13及び14のとおり伊藤委員から御意見等をいただいておりますので、法務省からの回答をお願いしたいと思いますが、伊藤委員、何か補足はございますでしょうか。

○伊藤委員 特にございません。御配慮いただきましてありがとうございます。

○篠塚座長 法務省お願いいたします。

○法務総合研究所（鈴木） 法務総合研究所の鈴木と申します。番号13について、まず御回答申し上げます。

再犯防止対策等に関する研究の報告書につきまして、記載ぶりをもう少し詳しく記述してもよいのではないかという御意見と承知しております。有意義な研究、調査結果であることから、報告書に関する記載をより充実させるものとして対応させていただければと思っております。

具体的には、補足資料の末尾に「政策評価懇談会伊藤委員御意見への回答（法務総合研究所）」という1枚紙を添付しております。こちら、「回答」という欄に記載しておりますが、米国及びニュージーランドにおいて視察した結果について、より膨らませた形で記載をしたいと思っております。米国に関しましては、（原案）部分が元々の記載ではございましたが、米国で調査を行った結果の知見、すなわち再犯防止の現場が直面する課題や有効性が認められた取組を調査し、その結果、就労支援に加えて、ハイリスクな者に対して、コミュニティの多様な関係者が一体となって取り組むプログラムが有効とされていることを確認し、それらについて日本の施策に応用できる要素について考察を行ったという記載にしております。

また、ニュージーランドにつきましては、「治療共同体」の実情についての調査結果をより膨らませた形であり、日本の施策に対する応用可能性について考察を行ったという記載を加えることで、それぞれの国の実地調査についての内容を報告書内でもより分かりやすく記載させていただきたいと思っております。

○伊藤委員 詳しくなっていると思います。ありがとうございます。

○篠塚座長 番号14についてお願いいたします。

○法務総合研究所（鈴木） 続きまして、番号14について御回答申し上げます。

同じく再犯防止対策に関する研究につきまして、研究の成果物について10点満点のところから7点になった理由を伺いたいという御質問・御意見であったと承知しております。また、減点理由や改善点の内容について御説明を求めるということであったと承知しております。

元々、本研究は再犯者の実態について、2年以内に刑事施設に再入所した者を中心にその実態を明らかにすること、これらの者に対する再犯防止対策の現状と今後の在り方をまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊することを予定していたところでスタートしてまいりました。

しかしながら、研究を進めていくうちに、その研究の成果をできるだけ早く世に出すということで、その研究がある程度まとまった段階で、その研究部報告として平成30年に発刊する前に別の形で発表することといたしました。具体的には、平成28年版と平成29年版の犯罪白書において、再犯の内容や更生保護のネットワーク等について特集を行いました。

また、高齢者や窃盗の事犯者については、別途研究部報告という形で出版し、その中で再犯に関するデータも掲載したというところでございます。

これらの経過を踏まえて平成30年度に研究部報告を発刊いたしました。受刑者の意識調査と海外施策に関するものが中心となった発刊物でありましたので、それまでの窃盗や高齢、再犯のデータについての記載は、その研究部報告には掲載されていないという形になりました。

そのため、外部有識者からも、再犯研究というものはより幅広いものであったけれども、成果物である研究部報告を見ると、実像や研究部報告という書物にまとまっていないものについては少し分かりにくいという意見を頂きまして、そのような観点から、研究の分かりやすい発信という点で、若干の減点となったところでございます。

今後の研究等においてどのように改善を行うか、というところでございますが、先ほど述べたような経緯からいたしますと、当初の研究デザインから若干発表のタイミングをずらすということを行いましたので、小出しにするのであれば、最終的な成果物の出し方について、もう少し方向性を改めたところで検討してもよかったですのではないかと考えております。五月雨的に出したことによって、最終的なアピール力が減退したということは確かではございますので、その時点でのプランの見直しということが必要だったのではないかと考えております。

また、最終的に研究部報告を発表する際にも、それまでの研究についてのエッセンスを何かしらの形で盛り込むことで、再犯防止対策等に関する研究についてのアウトラインが示せるような形で発刊することも可能であったと反省した次第でございまして、今後、法務総合研究所研究部において研究を進めていく上では、今回の減点については、より改善した形で臨みたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。御説明ありがとうございました。

○篠塚座長 続きまして、番号15のとおり、大沼委員から提出があった御質問について、法務省からの回答をお願いしたいと思いますが、大沼委員、何か補足はございますでしょうか。

○大沼委員 いえ、書いてあるとおりでございます。

○篠塚座長 法務省お願いいたします。

○法務総合研究所（鈴木） 同じく法務総合研究所の鈴木と申します。

15番の御質問についてですが、御指摘のようなグループ分けについては、確かに重要な着眼点ということで意識したところでございます。本研究について、受刑者に対する意識調査を行った際に、そのグループ分けを踏まえて検討し、基礎的なデータの洗い出しは行った次第でございまして、具体的に、年齢層や前刑罪名等について指標として取った上で、比較をするなどの検討は行いましたが、発表するに当たり、十分な違いが、なかなか見だしにくいということもありまして、今回、研究部報告として発刊するに当たっては、初犯者と再入者の別、2年以内再入者と2年超え再入者の別、また、犯罪から離脱していた期間が2年以内の者と10年を超えている者という様に違いがある程度顕著であるようなものについて、それぞれの犯罪原因に関する認識や犯罪と関わりなく生活できた理由等についての比較・分析結果を紹介したということでございます。

○篠塚座長 それでは、補足資料の最初に戻りまして、「法曹養成制度の充実」についての質問・意見が七つあります。

まず、番号1番から4番のとおり、大沼委員から御提出いただきました質問につきまして、法務省から回答をお願いしたいと思いますが、大沼委員、何か補足はございますでしょうか。

○大沼委員 訂正が1点あります。質問の4番ですが、3万人から6万人に倍増というのは、私の勘違いでして、3万人から4万人に増えているというのが正しいそうです。

弁護士の登録番号が倍になっていますので、そうなのかと思ったのですが、実際は途中で辞めて、また元に戻ったりしたような人がカウントされているので、たまたまそういった結

果になったというだけの話で、4万人が正しいということですので、訂正いたしません。

○篠塚座長 それでは、法務省から御説明をお願いいたします。

○司法法制部（渡邊） それでは、司法法制部の渡邊の方から回答を申し上げます。

番号1から番号4まで御意見等を頂いているところでございますので、番号の順番に従って回答させていただけたらと思います。

まず、番号1についてですが、法科大学院の存在意義そのものが薄らいでいるのではないかと、こういった御意見だったかと思えます。まず、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度でございますが、これは司法制度改革におきまして、質・量ともに豊かな法曹を輩出するために必要となる大幅な司法試験合格者増を、その質を維持しつつ図るには、司法試験という点による選抜では困難を伴うことから、新たに導入されたものと理解しておりまして、このようなプロセスとしての法曹養成制度を引き続き維持していくことは重要であると考えております。

また、昨年（平成26年）の第198回通常国会におきまして、法科大学院改革、司法試験制度改革を内容とする法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が成立したところでございます。

この改正では、法科大学院におきましては、法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的・体系的に実施すべきことを規定しておりまして、成績評価や修了認定の基準等の公表を法科大学院に義務付けるなど、法科大学院教育の充実を図ることとしております。

また、法学部に法科大学院と連携する法曹コースを設置することを制度的に位置付けておりまして、早期卒業等によって、学部3年で法科大学院に進学する仕組みを明確化しております。また、法科大学院在学中の司法試験受験を可能としておりまして、このことから、最短約6年間で、学部入学から法科大学院を経て法曹資格を取得することができるようになっておりまして、大幅な時間短縮が図られることとなりました。

さらに言えば、法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定を新設しておりまして、法科大学院の定員管理の仕組みも設けたところでございます。

ただ今申し上げましたとおり、今般の改革によりまして、法科大学院教育の充実が図られるとともに、法曹資格を取得するまでの時間的、経済的な負担が軽減され、かつ、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度を実現することで、法曹志望者の減少に歯止めがかかり、回復につながっていくことを期待しているところでございます。

これらを踏まえまして、法務省としましては、まずは、今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先であると考えているところでございます。

続きまして、番号2につきましては、予備試験合格資格の者と法科大学院修了資格の者の合格者、この成績の比較をしないといけないのではないかという御意見であったかと思えます。こちらにつきましては、予備試験合格資格で司法試験に合格した者が、法科大学院修了資格で司法試験に合格した者よりも資質・能力において劣っているといった調査結果はありません。司法試験法第5条におきましては、予備試験は司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力などを有するかどうかを判定することを目的と

すると定めておりますので、その関係では、予備試験の合格者につきましては、一般的に法科大学院修了者と同等の学識等を有すると判断されたことになるものと承知しております。

したがって、御指摘のような様々な見方があることは承知しておりますが、法務省としましては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者につきましては、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、あるいは法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身に付けているものと考えているところでございます。

ただ、予備試験合格の受験資格で司法試験に合格した者につきましては、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院課程を経ていないということになりますので、試験科目の枠にとらわれない、多様な学修を実施することを教育理念とする法科大学院教育を受ける機会がないことは確かでございます。

したがって、予備試験を経由する者につきましては、法科大学院教育に期待される創造的な思考力や法的議論の能力の育成のほか、先端的な法領域についての理解、社会に生起する様々な問題に対する広い関心の惹起等が十分に図られないといった弊害が生じるおそれがあるのではないかと考えられるところでございますが、これらの点につきましては、客観的事実に即して具体的な弊害が生じているといった状況までは認められないと考えておまして、現時点では一般的な可能性にとどまっていると、このように認識しているところでございます。

続きまして、番号3ですが、近時の司法試験の出題の在り方についての御質問だったかと思えます。この点についてですが、司法試験の実施につきましては、司法試験委員会に委ねられているところであり、また、司法試験における具体的な問題の作成は、司法試験審査委員に委ねられているところでございますため、法務省としては、司法試験の具体的な出題方針、それ自体についてお答えすることは差し控えたいと考えているところでございます。

もっとも、御指摘のありましたとおり、司法試験は法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものでございまして、その位置付けからしますと、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に、司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹として活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力などを備えているかどうかを判定することを目的としていると、このように理解することができるものと考えられます。

そして、その出題につきましては、司法試験委員会において、法曹としての資質・能力を判定するという観点から、適切な方針が定められていると考えられますし、また、これに基づき、司法試験審査委員におかれましても、法科大学院教育との有機的な連携が図られた出題を行う、こうした観点から、適切な問題作成に努められていると考えているところでございます。

最後になります。番号4になりますが、法曹の輩出規模についての御意見かと思えます。この点ですが、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定がございまして、この決定では、法曹人口の在り方について、法曹の需要や供給状況を含め、様々な角度から実施された法曹人口調査の結果などを踏まえた上で、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう必要な取組を進め、更には、これにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より

多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされているところでございます。

法務省としましては、この推進会議決定を踏まえまして、関係機関・団体の協力を得ながら、裁判事件数の推移ですとか、あるいは国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移など、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータを継続して集積しているところでございまして、現時点において、法曹の輩出規模に関する、推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないものと認識しているところでございます。

もっとも、法務省としましては、今後とも推進会議決定の趣旨を踏まえまして、また、先ほど申し上げましたように制度改革の成果等を注視しつつ、必要な情報収集を引き続き行った上で、国民の法的需要に十分に答えることのできる法曹の輩出規模について、しっかりと必要な検討を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

○篠塚座長 それでは、私から番号5から7についての意見を提出しておりますが、若干、補足させていただいた上で御回答をお願いしたいと思います。

法曹志望者の激減が非常に大きな問題でして、それに対処するため、いろいろな観点があるかと思えます。そのためには、地道な努力とともに司法試験も含めて、より質の高い人が入ってくる、受けやすくなるということも必要だと思いますし、女性にとって不利になっていないかという点も踏まえて御検討いただけないかと思ひ、意見を出させていただきました。よろしく申し上げます。

○司法法制部（渡邊） それでは、引き続き司法法制部の渡邊から回答いたします。

御質問としては3点頂いたところでございますが、番号5から番号7までにつきまして、番号の順番に従って回答させていただきたいと思ひます。

まず、番号5でございます。先ほど申し上げましたように、今般の法改正により、法科大学院教育の充実や、法曹資格を取得するまでの時間的、経済的負担の軽減が図られ、また、資格取得までの予測可能性の高い法曹養成制度が実現されて、より多くの有為な人材が、法曹を魅力あるものとして志望することにつながっていくものと、法務省としては期待しているところでございます。

法務省としましては、今般の法改正の着実な実施及び円滑な導入に向けた取組や、法曹有資格者の活動領域の拡大などの取組等につきまして、文部科学省を始めとする関係機関等との連携を、これまで以上に十分に図りながら、より一層力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、番号6ですが、司法試験の出題形式などを不断に見直す体制の強化、この点についての御意見だったかと思ひます。先ほど申し上げましたとおり、司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところであり、また、司法試験における具体的な問題の作成につきましても、司法試験考査委員に委ねられているところでございます。

したがって、出題については、司法試験委員会において法曹としての資質・能力を判定するという観点から適切な方針が定められた上、これに基づき、司法試験考査委員において、法科大学院教育との有機的な連携が図られた出題という観点から、適切な問題作成に努められていると考えているところでございます。その上で、出題の在り方などについての検証体制としましては、出題などに関する工夫の趣旨や効果などを検証するとともに、各科目・分野を横断して認識を共有し、その後の出題などにかすため、年ごとに各科目・分野の司法

試験考査委員の中から検証担当考査委員というものを選任いたしまして、司法試験実施後になりますが、共同して試験についての検証を行うこととなっております。

したがって、法務省としましては、法科大学院の集中改革の取組を進める文部科学省などと連携して、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を踏まえた必要な取組をしっかりと進めていきたいと考えているところです。

最後になります。番号7でございますが、司法試験の在り方を工夫する必要があるのではないかということで、先ほど、補足の御説明を頂いたところです。この点ですが、現在のところ、司法試験合格者につきましては、受験者、短答式試験の合格に必要な成績を得た者の性別構成、合格者の性別構成などは結果を公表しておりますが、そのほか、男女比率の相違に関する詳細な分析までは行っていないところでございます。

これも繰り返しになりますが、司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところであり、また、試験の具体的な問題作成については、司法試験考査委員に委ねられていることから、法務省としては、具体的な出題方針自体についてお答えすることは差し控えたいと考えておりますが、御指摘を踏まえまして、法務省としましては、法科大学院の集中改革の取組を進める文部科学省等と連携して、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を踏まえた必要な取組をしっかりと着実に進めていきたいと考えております。

○篠塚座長 続きまして、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」につきまして質問を二つ頂いております。

まず、番号8のとおり、大沼委員から提出があった御質問につきまして、法務省から回答をお願いしたいと思いますが、大沼委員、何か補足はございますでしょうか。

○大沼委員 ここに書いてあるとおりですが、要するに、ADRの数は増えていますが、内訳や専門性の高いADR、金融ADR、医療ADRが全国で幾つぐらいあるのか、利用者数の推移がどのようになっているのか、その具体的な中身が見えないものですから、もう少し分かりやすく説明していただきたいということです。

○司法法制部（渡邊） それでは、司法法制部の渡邊から回答を申し上げたいと思います。

まず、前段の御質問ですが、金融ADRという御指摘がございました。平成21年の「金融商品取引法などの一部を改正する法律」によって、金融ADR制度というものが国の制度として創設されましたが、これは金融庁所管のものになります。この制度において紛争解決機関として指定を受けた団体のうち、法務省で所管しております民間ADRの認証制度の認証を取得した事業者は1者ございます。また、医療ADRについての御指摘があったかと思いますが、これは、以前認証を取得した事業者がございましたが、現在業務を廃止しております。現在は医療分野に関する紛争を専門的に取り扱う認証紛争解決事業者は存在しないということになります。

また、専門性の高いADRについての全容ということで、御質問があったかと思いますが、具体的に申し上げますと、認証紛争解決事業者のうち労働関係紛争を取り扱う事業者については49者ございます。それから、土地の境界に関する紛争を取り扱う事業者が25者、下請取引等に関する紛争を取り扱う事業者が2者、ソフトウェアに関する紛争を取り扱う事業者が1者、事業再生に関する紛争を取り扱う事業者が1者、知的財産に関する紛争を取り扱う事業者が1者、最後になりますが、中小企業の事業承継に関する紛争を取り扱う事業者が1者ということで、メニューとしては多様化しているという認識でございます。

次に、御質問の後段の部分について、利用者数の推移というお尋ねですが、利用者数に関する統計は取っておりませんが、受理件数という形で統計を取っておりまして、大体年間1,000件程度で推移しているところがございます。この1,000件程度とは、法務省が所管しております認証を取得した民間ADRの受理件数ということになります。

○篠塚座長 私から番号9の意見を提出しておりますので、この点について御回答をお願いしたいと思いますが、AIを活用したODR等について、AIにどのような情報を入れるかによって、結論が大分変わってくるということはよく指摘があるところで、放っておくと、どうしたら和解が成立しやすいかということに力点が置かれて、公正さというものについても危惧をされる方が多いわけで、判例等をどのように反映させていくかというのが課題ではないかと思い、御質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○司法法制部（渡邊） それでは、御質問、御意見のありましたところについて司法法制部の渡邊から回答させていただきます。

まず、AIを活用したODRということですが、この点につきましては、まず前提として申し上げますと、先ほどから申し上げております法務省で所管している、いわゆるADR法でございますが、これは民間事業者が行う民間紛争解決手続の業務について法務大臣による認証制度を設けることにより、紛争に遭遇された当事者が、その解決を図るのにふさわしい手段を選択することを容易にし、これにより、国民の権利、利益の適切な実現に資することを目的としております。

つまり、法務省は民間事業者が行う民間紛争解決手続の業務について、その申請に基づき、それが法定の基準要件に適合しているかどうかを審査し、要件に適合しているものを認証する、といった制度を所管しているものでございますので、紛争解決手続の実施主体そのものではないということになります。

したがって、御意見にありましたような指標を目標に加えることは困難でないかと考えております。

ただ、一方で、御指摘がありましたIT、AI技術の活用という観点でございますが、この点につきましては、昨年9月に内閣官房に「ODR活性化検討会」が設置され、議論が進められ、本年3月にODR活性化に向けた報告書が取りまとめられております。

この報告書につきましては、ADR手続において、IT、AI技術の適正な活用が実現するよう、法務省所管のADR法等について見直しが必要ではないかという課題が挙げられているところがございます。

このような課題については、法務省も重要な問題であると認識しておりますので、引き続き検討を進めていく予定であります。

○篠塚座長 続きまして、「法教育の推進」について、井上委員から番号10のと通りの意見を頂いております。これについて法務省からの回答をお願いしたいと思いますが、井上委員、何か補足はございますでしょうか。

○井上委員 いえ、質問に記載のとおりでございます。

○篠塚座長 法務省お願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副がお答えいたします。

御指摘につきましては、測定指標について受け手側の意向、満足度といった指標も含むべきではないかというものでございました。従前から、このような御指摘を受けておりまして、

その御指摘も踏まえて、平成30年度からは、法教育授業を実施した際に、先方、それからその授業を行う先生方などから御了承が得られた場合には、生徒の方に授業のアンケートなども実施しているところではございますが、このアンケート等が非公表を前提とした協力依頼であることや、網羅的に調査結果が蓄積されるという段階にはまだ至っていないというところがございまして、政策評価における指標として設定はしておりません。しかし、その内容につきましては、施策の方向性に反映をしていきたいと考えているところでございます。

○篠塚座長 続きまして、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」につきまして、質問を二つ頂いております。まず、番号11のとおり、井上委員から提出があった意見について、法務省から回答をお願いしたいと思いますが、井上委員、何か補足はございますでしょうか。

○井上委員 質問そのものは、政策評価の報告書の記載に対しての直接的な質問なのですが、肯定的回答が、東京が50パーセント、大阪が100パーセントというので、これを平均して評価すべき状況なのかという点に疑問がありまして、この数字だけを個別に見ると、大阪は十分高い評価であり、東京は50パーセントなのでそれほど高くありません。数ある開催実績の中で、平均的にこの評価数値であるという形で表すのであれば、誤解は生まないと思うのですが、今回の記載ですと、参考指標にある肯定的回答が75パーセントという数字がいきなり目に飛び込んできてしまいます。75パーセントは2回開催されたうちの肯定的回答の割合である、50と100を足して2で割ったような数字ではありますが、人数比で考えたとしても肯定的回答は66.7パーセントであり、事実と違いますし、事実と違ったことを伝えてしまうリスクがあるので、その辺りを御留意いただきたいということも含めて、質問をさせていただいております。

○篠塚座長 法務省お願いいたします。

○国際課（神吉） 国際課の神吉から御回答を申し上げます。

井上委員におかれましては、御意見、御質問ありがとうございます。

ただ今、40ページの参考指標2の数値につきまして御質問いただきました。

少々分かりにくくなっておりますが、まず簡単に算定方法につきまして御説明させていただきますが、この回答結果につきましては、セミナー、シンポジウムに参加した者に対してアンケートを実施し、有効な回答を得られた者から集計したものでございまして、参加者の数が母数というわけではございません。東京と大阪の有効回答者数につきましては、それぞれ10名でございまして、その中から肯定的な回答者数が15名であったということから、20分の15ということで、肯定的な回答の割合は75パーセントと算定したものでございます。

恐らく、今回のアンケートにつきましては、参加者に比して回答者数が少ないのではないかという御批判があるかと思えます。今回のアンケートにつきましては、受託事業者によって、セミナーが終了した後にインターネット上のフォームに記載をさせるという方法を取ったと聞いておりますが、今後は、なるべく参加した方の多くに回答してもらえる方法を検討させたいと思っております。

○篠塚座長 それでは、番号12番のとおり、大沼委員からの御質問について法務省から回答をお願いしたいと思いますが、大沼委員、何か補足することはございますでしょうか。

○大沼委員 おおむね記載のとおりですが、ただ、これからこの制度をどんどん活用させていくためには、費用の問題も大きいのだと思います。1億円程度の裁判ですと、日本の場合30数万ぐらいの費用がかかるのですが、聞くところによりますと、仲裁制度では690万ぐらい

になるという話もあります。それから、そのほかに、弁護士費用、渡航費用等を多く要するため、請求額が数千万円程度、あるいは数億円程度の案件では余り意味はないということになりますと、実際問題として、それほど大きな利用者、大きな活用というのは期待できないのではないかと思います、教えていただきたいと思った次第です。

○篠塚座長 法務省よろしく申し上げます。

○国際課（神吉） それでは、引き続き、国際課の神吉から御回答申し上げます。

大沼委員におきましては、御質問、御意見ありがとうございます。

二つ御質問いただいておりますが、まず仲裁人の数、それから職種につきまして御説明申し上げます。

日本商事仲裁協会、JCAAとこれから呼ばさせていただきますが、JCAAでは、商事仲裁規則、またインタラクティブ仲裁規則という二つの仲裁規則のほか、国連が策定しておりますモデル仲裁規則であるUNCITRAL仲裁規則に基づいて仲裁手続を行うことが可能でございます、JCAAで仲裁手続を行う場合には、当事者はこれらの仲裁規則からいずれか一つを合意で選択することができます。仲裁人候補者につきましては、この仲裁規則ごとにリスト化されておまして、JCAAで通常利用される商事仲裁規則を選択した場合の仲裁人候補者の数は、7月13日時点で日本国籍の者が98名、外国籍の者が229名の合計327名であると聞いております。

職種につきましては、ほぼ全てが弁護士でありまして、大学教授や建設関係のコンサルタントの方も含まれていると聞いております。

また、費用の関係でも御質問いただきました。仲裁に係る費用につきましては、主として仲裁人の報酬・経費、仲裁機関の管理費用、審問場所の利用費用、仲裁代理人の費用があると承知しております。

JCAAにおきましては、利用する仲裁規則によって仲裁人の報酬体系が異なっておりまして、JCAAのウェブサイトでは仲裁費用の算出フォームに利用する仲裁規則、仲裁人の人数、係争金額という三つの条件を入力することで、仲裁人の報酬、仲裁機関の管理費用を算出することができます。例えば、算出フォームにおきまして、JCAAの商事仲裁規則を選択いたしましたして、係争金額を事前に頂戴していた質問事項書に記載されておりますとおり100万ドル、例えば1億1,000万円であると記入いたしまして、また仲裁人を1名とした場合の費用につきましては、仲裁人の報酬の上限が415万円、またJCAAの管理費用が133万円の最大548万円と算定することができます。

こちらに関して、委員におかれては、高過ぎるのではないかと、より利用しやすくなるように安くすべきではないかという問題意識があるかと思えます。安価な費用の実現につきまして、JCAAにおきましては、従前より係争金額が2,000万円以下の紛争は仲裁人選任から3か月以内に仲裁判断を下すものとして、少額紛争をより迅速に、より安価に解決してきたところでございますが、昨年の規則改正によって、この金額を5,000万円に引き上げた上、原則書面審理とすることで、更なる費用の低減化を図っているところであると聞いております。

さらに、JCAAにおきましては、昨年新たにインタラクティブ仲裁規則を定めたところでございます。この規則は、仲裁人による争点整理及び暫定的な心証開示によって当事者の主張立証活動を効率化するというところで弁護士費用の低減を図っており、さらに、この規則

を選択した場合は、仲裁人の報酬が固定制とされているところでございます。

先ほどと同じ条件で、このウェブサイトで算出いたしますと、仲裁人の報酬は300万円となりまして、商事仲裁規則を採用した場合と比べて仲裁人の報酬をより抑えることができると聞いております。

また、法務省の調査委託事業におきましては、今年3月、東京・虎ノ門に仲裁専用施設を確保したところでございまして、安価な費用で審問場所を提供することとしております。

今後とも、我が国の国際仲裁が活性化するよう、関係機関、また各省庁とも連携いたしまして、効果的な取組を進めてまいりたいと思っております。

○篠塚座長 それでは、次に基本政策のⅡの方に移りまして、「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要の御説明をお願いいたします。

○下谷補佐官 それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について説明いたします。

資料1の77ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について説明いたします。

この施策の測定指標は、複数ございますが、そのうち、「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」につきましては、目標を「おおむね達成」、「研修参加者に対するアンケート調査結果」・「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」につきましては目標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、125ページを御覧ください。「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について説明いたします。

この施策の測定指標は、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」等を掲げております。いずれの指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、129ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について説明いたします。

この施策は、平成30年度はモニタリング対象でございましたので、今回、平成30年度及び令和元年度について評価を行うこととなります。

この施策の測定指標も複数ございますが、そのうち「受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化」、「少年院の性非行防止指導受講前後の問題性の変化」、「刑事施設における就労支援実施人員の割合」につきましては、目標を「達成」、「刑事施設における職業訓練の充実度」、「少年院における就労支援実施人員の割合」につきましては、目標を「おおむね達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、137ページを御覧ください。「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について説明いたします。

この施策は、平成29年度、30年度はモニタリングの対象でございましたので、今回平成29年度から令和元年度までについて評価を行うこととなります。

この施策の測定指標は、「PFI刑務所における職業訓練の充実」等を掲げております。

いずれの指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、

「目標達成」と評価をしております。

次に、149ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」について説明いたします。

この施策は、平成29年度及び30年度はモニタリングの対象でございましたので、今回、平成29年度から令和元年度までについて評価を行うこととなります。

この施策の測定指標は、「専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合」等を掲げております。いずれの指標も目標を「おおむね達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価をしております。

次に、159ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について説明します。

この施策の測定指標も複数ございますが、そのうち、「教団の活動状況及び危険性の解明」、「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」につきましては目標を「達成」、「地域住民との意見交換会の実施回数」につきましては目標を「おおむね達成」としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価をしております。

基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○篠塚座長 ただ今の御説明に対しまして、先ほどと同様に、お手元に紙でお配りしております補足資料の「基本政策Ⅱ関係」につきまして、法務省からの回答をお願いしたいと思っておりますが、まず、番号1のとおり、「検察権行使を支える事務の適切な運営」につきまして、伊藤委員から「被害者支援担当者中央研修」に関する質問を頂いております。法務省から回答をお願いしたいと思いますと思っておりますが、伊藤委員、よろしいですか。

○伊藤委員 はい。お願いします。

○篠塚座長 それでは、法務省から御説明をお願いします。

○刑事局（中野） 刑事局の中野でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、前段の参加人数が減少している点でございますが、これは令和元年度におきまして、これまで頂いておりました御意見等を踏まえ、研修員の選定方法を見直したことによるものでございます。具体的には、複数回参加しているという職員がいる、このようなアンケート結果がございましたので、これまで研修員の対象は被害者支援員という役職の者だけでしたが、これを、犯罪被害者相談等の業務を行う研修員、検察事務官等に広げることとした一方で、研修で実施しているフリーディスカッションがより活発な議論となることや、あるいは、地方検察庁の小規模庁の負担軽減などを考えて、研修参加員をこの人数としたことによるものでございます。

続きまして、複数回参加している職員がいるというアンケート結果、研修内容のレベルについての指摘の点でございますが、必ずしも複数回参加していることが直ちに不相当とはならないものの、やはり、連続して参加するということは、いささかいかげなものであるかという点がありますので、今後、複数回あるいは連続して参加しないように見直していきたいと考えております。

また、研修の内容につきましても、講師に対して、こちら側から研修の趣旨や目的、あるいは研修員の立場、レベル、これらについて十分に情報提供を行って打合せをいたしまして、

今後、より一層研修の趣旨、目的に資するような講義となるように努めていきたいと考えております。

○篠塚座長 続きまして、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について、質問が二つございます。まず私から番号2の意見を出しております。この点について御回答をお願いいたしますが、若干補足いたします。男性の性犯罪加害者を、男性ばかりの施設で処遇をしてもなかなか問題が発現しない、結果として、矯正もできないのではないかと、御批判があるかと思うのですが、その点、どのような対応をされているのか、いろいろ工夫されていると思いますが、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○矯正局（小島） 矯正局の小島と申します。

番号2の御質問に対しまして、性犯罪者処遇プログラムを行う矯正施設内の環境という点と、プログラムの検証の仕組みという点から回答を申し上げます。

まず、環境についてでございますが、性犯罪者に対するプログラムに、女性職員が指導担当者として携わっているケースは多いです。例えば、刑事施設の場合、令和元年度はプログラムを実施する21の刑事施設のうち17施設、すなわち約8割の施設において、女性職員が男性職員と共働してプログラムの指導をしております。

また、刑事施設、少年施設ともに男子施設に女性の職員が勤務することや、外部講師が指導、支援に携わるというケースは、従前よりも増えていると認識しているところでございます。

次に、検証の仕組みについてでございますが、性犯罪再犯防止指導については、測定指標でお示した受講前後の変化、こちらは毎年測定している数値でございますが、これに加えて、釈放後、一般社会、つまり異性や子供が近くにいる環境に戻ってからの再犯状況等についても、不定期になりますが分析しております。直近では本年3月に、指導による再犯の抑止効果ありという分析結果を公表したところでございます。

矯正局といたしましては、性犯罪者に対するプログラムの再犯抑止効果を高めるため、引き続き、毎年行っている受講前後の変化及び不定期とはなりますが再犯防止の分析結果を見ながら、プログラムの指導内容、方法の見直しを図ってまいりたいと考えております。

○篠塚座長 続きまして、本日は御欠席の宮園委員から、番号3のとおり「施策の分析欄」に関する質問を頂いておりますので、法務省から御回答をお願いいたします。

○矯正局（小島） 矯正局の小島でございます。

番号3の御質問に対し、回答申し上げます。

御指摘の性犯罪に関する問題性の変化は、個々の受刑者について、当該受刑者が受講した密度別プログラムの1クール受講前後の変化を測定しております。例えば、週2回のセッションを9か月かけて実施する高密度プログラムを受講した受刑者は、9か月1クール、計65セッションのプログラムの受講前後に、また、週1回のセッションを4か月かけて実施する低密度プログラムを受講した受刑者は、4か月1クール、計17セッションのプログラムの受講前後に変化の程度を測定しているところでございます。

○篠塚座長 続きまして、「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について、伊藤委員から番号4のとおり「ジョブソニック」に関する質問を頂いております。法務省から御回答いただきたいと思いますが、伊藤委員、補足されることはないですか。

○伊藤委員 ありません。

○篠塚座長 それでは、法務省、お願いいたします。

○矯正局（森田） 矯正局の森田と申します。御質問ありがとうございます。ジョブソニックを受講した者の内定率についてのお尋ねと存じますが、お答えさせていただきます。

内定者全体に占めるジョブソニックを通じて内定を得た者の割合でございますが、評価した3年度の中でも若干のばらつきはございますので、直近の令和元年のデータで申し上げます。ジョブソニックの対象となっている施設のうち、黒羽刑務所では出所した者のうち22名が内定をしておりますが、そのうち、ジョブソニックの説明会に参加した企業に内定した者が4名、静岡刑務所については10名のうち5名、笠松については15名のうち6名となっております。

したがって、今回ジョブソニックに参加した企業から内定を頂いた者は、在所中に内定をした者47名のうち、15名となっております。ただし、この3年間で見ますと、おおむね半分という数字になります。

一方で、これは飽くまでも、このジョブソニックに参加し、企業説明会で御説明いただいた企業に内定した者の割合でございます。ジョブソニックは、実際に内定をもらうことが最終的な目的になりますが、就労に対する不安や、不安を解消させるためのワークショップという側面も併せ持っておりますので、そういった意味で、受講生の中にはこの企業説明会に参加した企業以外のところに内定をもらった者がいる可能性もございますが、そちらについてはデータを取っておりません。

○篠塚座長 続きまして、「保護観察対象者等の改善更生等」について、質問が二つあります。

まず伊藤委員から、番号5のとおり「専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数」に関する質問を頂いております。法務省から御回答いただきたいと思いますのですが、伊藤委員、補足はございますでしょうか。

○伊藤委員 ありません。

○篠塚座長 法務省お願いいたします。

○保護局（田代） 保護局の田代と申します。

専門的処遇プログラムのうち、薬物再乱用防止プログラムを終了した者の人数を見ますと、平成30年から令和元年にかけて同程度で推移しております。今回、仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数が過去最多となったのは、専門的処遇プログラムの中の薬物再乱用防止プログラムを終了した者のうち、保護観察付一部執行猶予者の人数が増加したことが理由として考えられます。

後者の質問についてですが、御指摘のとおり、専門的処遇プログラムを受講した者の所感等から課題などを把握することは、プログラムを更に充実させていく観点において重要なことであると考えております。

庁によっては、プログラムを受講した者から感想を聴取し、その結果を指導担当者における振り返りや外部専門家によるスーパービジョンの参考とすることは、実際に行われております。もっとも、政策評価の指標とする場合、対象者の認識の程度を客観的かつ量的に測定及び分析する必要がある点や、受講者の主観的な受け止めが、専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合などの指標に、必ずしも関連するとは限らないという点において、難しい側面があると考えております。

○篠塚座長 続きまして、本日御欠席されております宮園委員から、番号6のとおり「施策の

分析欄」に対する質問を頂いておりますので、法務省から御回答をお願いいたします。

○保護局（田代） 保護局の田代と申します。

御指摘の自立更生促進センターの運営を含め、達成手段として掲げている事項については、「令和元年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」において、その有効性について特段の分析を記載していないところでございます。

仮に、本達成手段の有効性等を評価するならば、例えば、自立更生促進センターを再犯等で中途退所せず、期間満了で退所した者の割合や、退所時に住居を確保した割合、退所時に就職予定がある者の割合等が検討できると思われれます。

もともと、達成手段⑥「自立更生促進センターの運営」は測定指標3の「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」の目標達成の程度を測る上で参考になると思われることから、達成手段の一つとして掲げたものであるところ、ただ今申し上げた数値の母数が他の参考指標に比べますと相当程度に小さいことから、達成手段の有効性等の評価に堪えられるかどうかは慎重に検討する必要があるものと考えております。

○篠塚座長 最後に、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について、井上委員から番号7のと通りの意見が提出されております。これについて法務省から回答をお願いしたいと思っておりますが、井上委員、補足はございますでしょうか。

○井上委員 記載のとおりでございます。

○篠塚座長 法務省お願いします。

○公安調査庁（小林） 公安調査庁の小林と申します。御指摘ありがとうございます。番号7に関する御質問に御回答させていただきたいと思っております。

まず、立入検査の実施回数が減少した理由に関する質問と承知しておりますが、令和元年度につきましては、7施設を同時に、また3施設を同時に立入りするという、複数箇所一斉立入りを実施しております。そのために、実施回数自体は例年と比べますと減少をしている状況でございます。他方で、検査を実施した施設の数につきましては、おおむね例年どおりとなっております。

なお、平成30年度は、立入検査施設数71施設で特出しておりますが、麻原ら死刑囚に対する刑の執行が行われており、同一施設に複数回立入りの検査を実施したことが理由でございます。

いずれにしましても、引き続き、観察処分の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 続きまして、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から評価の概要の御説明をお願いいたします。

○下谷補佐官 それでは、基本政策Ⅲ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶに関する事後評価の概要について説明いたします。

まず、基本政策Ⅲにつきまして、資料1の173ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」について説明いたします。

この施策の測定指標は、「帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」等を掲げております。

いずれの指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

次に、180ページを御覧ください。「債権管理回収業の審査監督」について説明いたします。

この施策は、平成29年度及び30年度は、モニタリングの対象でございましたので、今回、平成29年度から令和元年度までについて評価を行うこととなります。

この施策の測定指標は複数ございますが、そのうち、「債権回収会社に対する立入検査事業所数」につきましては目標を「おおむね達成」、「債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率」につきましては目標を「達成」としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、187ページを御覧ください。基本政策Vの「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」について説明いたします。

この施策の測定指標も複数ございますが、そのうち、「入国審査待ち時間20分以内達成率」につきましては、目標を「おおむね達成」、「在留資格取消件数」、「違反事件数」につきましては目標を「達成」としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、「相当程度進展あり」と評価しております。

次に、194ページを御覧ください。基本政策VIの「法務行政における国際協力の推進」について説明いたします。

この施策の測定指標は、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」等を掲げております。

いずれの指標も目標を「達成」したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、「目標達成」と評価しております。

最後に、231ページを御覧ください。基本政策VIIの「施設の整備」について説明いたします。

今回は、平成27年度に庁舎の供用を開始し、それから5年を経過した事業が評価の対象となっております。具体的には、平成21年度に事前評価を実施し、平成22年度から事業を開始した松戸法務総合庁舎の整備事業でございます。

本事業を実施して庁舎を新営することにより、施設の老朽化、面積不足の解消、業務効率の改善などを達成することができました。232ページの5の(4)に記載のとおり、「事業の目的を果たしている」と評価しております。

基本政策III・V・VI・VIIに関する説明は、以上でございます。

○篠塚座長 ただ今の説明に関しまして、先ほどと同様、補足資料としてお配りしている「基本政策III・V・VI・VII関係」につきまして、法務省からの回答をお願いしたいと思います。

まず、「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」につきまして、私から番号1のとおり意見を提出しております。この点について、法務省からの御回答をお願いしたいと思います。無戸籍は大きな問題になっているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤と申します。御質問、御意見を頂戴いたしまして、どうもありがとうございます。

無戸籍者の問題につきましては、法務省において、無戸籍者に関する情報の集約、一人一人に寄り添った手続案内、無戸籍者の不利益状況改善のために関係機関等の連携を強化する

といったことを柱としまして、問題の解決に取り組んできたところでございます。

今後は、無戸籍者の早期の把握、無戸籍状態の早期解消に重点を置きまして、これまでの取組に加え、過去の事例を分析した上で、無戸籍者やその母等の関係者へのアプローチの改善に生かしたり、無戸籍者やその母等の関係者が、無戸籍状態の解消に関する情報に自ら容易にアクセス可能とするような取組を検討しているところでございます。

また、御質問の中にあります法改正も含めた検討という点に関し、無戸籍状態に至る原因の一つに、民法の嫡出推定制度があるといった指摘がされております。この点につきまして、嫡出推定制度の見直しに向けて、令和元年6月から法務大臣によって法制審議会に諮問がされておりました。現在、民法（親子法制）部会において調査、審議が進められているところでございます。

○篠塚座長 続きまして、「債権管理回収業の審査監督」につきまして、大沼委員から番号2のとおり御意見を頂いております。これにつきまして、法務省から回答をお願いしたいと思いますが、大沼委員、何か補足がありましたらよろしく申し上げます。

○大沼委員 特にありませんが、中には悪質な事業者もいて、いろいろ悪さをしていると聞いているものですから、それに関連する事項について教えていただきたいと思っております。

○篠塚座長 法務省お願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副から御回答させていただきます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、指摘事項のうち、悪質なものがどのような内容のものかということでございますが、立入検査後に通知する指摘事項につきましては、典型的なものとして、事後評価実施結果報告書183ページから184ページにかけて、六つの類型を整理しております。「対象指摘事項」と記載されている箇所でございます。①が業務規制に関するものでございまして、これが改善されない場合、直接的に債務者などに対して被害を与えるおそれが高いというものでございます。②につきましては取扱債権の判断を誤っている場合、③につきましては債権回収会社として業務範囲の判断が正確にできていない場合についての指摘事項となっております。これらが改善されない場合、債権回収会社として適正な業務運営が確保し得ないものであるとの判断が可能と考えております。

これらの対象指摘事項のうち、①から③はその性質上、指摘事項の中でも特に強く改善が求められる事項であると考えているところでございます。それを踏まえまして、過去5年間におきましては、立入検査の指摘事項を契機とし、平成28年度に2件の行政処分を行っております。

1件目は、立入検査において、元暴力団員が関与する会社に対して債権譲渡を行っていたことに関連しまして、サービサー法第19条第2項違反の事実、つまり、債権譲渡の相手方が元暴力団員が関与する会社であるということを知り、または知ることができたという事実自体は認められませんでした。その後、一連の事務処理において不十分な対応が認められたという事案でございました。これについては、先ほどの類型①に関連する指摘などを行ったところでございまして、これらの指摘事項について、法令遵守体制の構築等を求める業務改善命令を発令したというものでございます。

2件目でございますが、立入検査において、取扱債権の審査において判断を誤っている事案があることを確認したことから、類型②に該当する指摘を行いました。さらに、回収金と

自己財産とを明確に区別せずに保管していることも確認したことから、①に該当する指摘なども行ったところでございます。これらの指摘に関連しまして、財務基盤及び人的構成の強化並びに内部統制及び法令遵守体制の充実強化などを求める業務改善命令を発令したという状況でございます。

○篠塚座長 続きまして、「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」について、私から番号3から6のとおり意見を提出しております。この点について、法務省から御回答をお願いしたいと思いますが、私から補足をさせていただきます。

番号3について、難民認定の数が諸外国に比べて非常に少ないのではないかとという批判がありますが、この点をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

番号4について、被收容者の方が食事を拒否、ハンストと申しますが、それで餓死者が出たことから、十分に治療が受けられていないという苦情が新聞等で報道されておりますが、その点について事実認識をお伺いしたいと思います。

番号5について、今回いろいろと御検討いただいた中で、長期收容者の早期出国を促進するという立場が明確になっているかと思うのですが、人権擁護の観点から申しますと、一定の定住資格を与えるなどして、バランスの取れた政策を検討していくことも考えられないでしょうか。

番号6について、いろいろな対応策が提言されているわけで、入管行政の透明化であるとか在留資格等の積極的な運用あるいは第三者機関の関与、全件收容主義の見直しなど、今の法務省にとっては非常に厳しいことかもしれませんが、そのような提言もマスコミ等を通じてなされているところでございます。この辺りについて、専ら大きな問題だと思っておりますので、御回答いただければと思います。

○出入国在留管理庁（東郷） 篠塚座長から、いずれも非常に重要な問題について御意見、御質問を頂きまして、ありがとうございます。出入国在留管理庁の東郷と申します。座長からの御質問に回答させていただきます。

まず、3番の「難民認定制度関係」の御質問につきまして、現状から申し上げますと、当庁では、難民認定の申請を頂いた場合には、難民条約等や議定書等の定義に基づき、難民に該当するかどうか、認定すべき方なのかどうか、一人一人個別に審査をさせていただきます、認定すべきことが認められれば認定をする形になっております。

諸外国で、どのような方がどのような事情を申し立てて難民認定申請を行っていて、どのように認定をされているのか、ということは必ずしも明らかではございませんが、難民認定数が特に少ないから認定数を多くしようという考えではございませんので、難民認定数をもって単純に比較をすることは難しいのではないかと考えております。

一方で、条約上の難民として認定をしなかった場合であっても、その方の本国の情勢などを踏まえまして、人道上配慮が必要と当庁で認めた場合には、我が国への在留、庇護を認めるような取扱いをしております。当庁といたしましては、引き続き、難民認定制度を適切に運用して、真に庇護を必要とする皆様を確実に保護してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問、4番について、「被收容者の処遇の問題」でございます。こちらは、昨年発生いたしました收容施設内における被收容者の死亡事案であります。当事案について、当庁は非常に重く受け止めてございまして、拒食防止や拒食の早期終了に向けた説得やカウンセリングの強化をするとともに、このような事案に関する調査報告書で示した改善策を着

実に実施するような形で、再発防止に最善を尽くしている状況でございます。

法令上、被收容者の処遇はその人権を尊重して適正に行うものとされておりまして、被收容者が病気になった場合に、医師の診察を受けさせて、病状により適当な措置を講じなければならぬと、定められてございます。

医療に関する実情を御説明いたしますが、当庁の收容施設におきましては、常勤医師の確保に非常に苦勞しているという実態がございます。しかし、今般、東日本入国管理センターにおいて、常勤の医師を確保させていただいたほか、常勤の医師が確保できない場合であっても、近隣の医療機関の協力を得るようにしており、非常勤の医師に交代で来診いただく形で適正な医療に努めているところでございます。

また、規模の大きい收容施設におきましては、常勤の看護師を確保するとともに、公安職の職員である入国警備官に准看護師資格を取得させる取組を継続して行っております。休日や夜間において急病人が発生した場合には、ちゅうちょなく救急搬送をする形で対応することとしておりまして、今後とも、法令に従った適正な処遇、状況に応じた適切な診療の実施に努めてまいりたいと考えているところでございます。

御質問いただきました5番及び6番の「收容と送還の関係」でございます。こちらにつきましては、令和元年10月に法務大臣の私的懇談会である「第7次出入国管理政策懇談会」の下に設置されました「收容・送還に関する専門部会」におきまして、長期收容や送還の関係について議論をしていただき、先日、新たな收容代替措置の創設の検討などの内容を含む提言を取りまとめていただきました。

本年7月14日に、法務大臣へ出入国管理政策懇談会の田中座長から提言を手交いただきまして、法務大臣から收容及び送還に関する制度や運用の改善に向けて、必要な検討をしっかりと進めるよう御指示もあったところでございます。当庁としては、この提言の内容を十分に踏まえ、その他の様々な御指摘にも耳を傾けながら、出入国在留管理行政の改善に向けて必要な検討を着実に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○篠塚座長 提言が出たばかりのところ、それに反するような意見だったのですが、御回答ありがとうございます。

事前に委員から頂戴いたしました御意見、御質問は以上となります。全体を通して、委員から他に御意見、御質問があれば発言をお願いしたいと思いますが、本日初参加の朝日委員、いかがでしょうか。

○朝日委員 2点、実質的には三つほど質問させていただきます。基本政策Ⅱの「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」の件で、まず一つ目は、職業訓練の受講率の指標についてですが、200パーセントを超えているということで、平均して2回以上受講していると読み取れますが、その運営で受講回数に偏りがあるのか疑問に思うことが1点です。

2点目が、分析としては職業訓練受講率の水準あるいは資格免許等の取得者も3割を超える高い水準であると分析されておりますが、PFI施設ではない場合と比較した情報はございますでしょうかという点です。意図としましては、やはりPFI施設であることが訓練の充実に資するという指標の意図かと思っておりますので、民間委託でない場合との比較の情報があると良いと思った次第です。

3点目が、同じ意図でジョブソニックをされているとのことですが、民間委託運営だからこそできる取組という理解でよいでしょうか。民間委託施設ではない場合における類似の取

組の有無や、違いはあるのでしょうかという質問になります。

○篠塚座長 3点御質問いただきました。法務省から御説明をお願いします。

○矯正局（森田） 御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。矯正局の森田でございます。

2点、PFI施設における民間委託についてのお尋ねですが、まず第1点目、受講率200パーセントのばらつきでございますが、被収容者の資質や刑期が関係しており、刑期が短いとどうしても、受ける訓練科目も限られてまいりますので、そういう点でのばらつきはあると思います。

もう1点、一般の刑事施設との違いでございますが、PFI施設につきましては、民間事業者に対し、こちらから仕様で発注するのではなく、いわゆる要求水準という性能発注をしております。この中で、職業訓練に関わるものの要求水準は幾つかございます。そのうちの一つが受刑期間中、一人の受刑者に複数回職業訓練を実施することという要求水準を定めておりますので、正に、それを踏まえた割合でございます。また、一般の刑事施設と比較しますと、PFI施設以外での施設の受刑者の職業訓練の受講率は約13.4パーセント、免許資格の取得率は約14.8パーセントとなっています。PFI施設では先ほど申し上げた要求水準を満たすために施設構造を工夫したり、多くの職業訓練を準備しておりますし、職業訓練、再犯防止に資するような対象者を集めているところもありますので、違いはあるかと思いますが、民間委託をすることによって、より幅広い職業訓練を実施したいということで、このような指標にさせていただいているところでございます。

続きまして、2点目のジョブソニックの点でございますが、民間ならではの点で一番大きなところは、雇用する側の民間企業の立場で、いろいろと企画をしていただけているところであると思います。さらに、民間企業のネットワークでその時々々の労働需要が分かります。例えば、今三つの施設、栃木県、静岡県、岐阜県で実施していますが、その地域の労働需要、栃木ですと、就労支援で林業を重点的に実施するというような県としての施策を踏まえて、雇用の可能性がある民間企業を誘致してくるなど、民間のネットワークを活用できるというメリットがあるかと思っております。

また、企業説明会だけではなくて、様々なワークショップも企画していただいております。これは、就労するために必要な知識の習得が可能です。実際に民間の方に来ていただいて、例えば履歴書の書き方、面接を受けるときに印象の良い服装の着こなし方、あるいはTPOに応じた服装の在り方などをワークショップという形式で開催していただいております。これこそ、雇用する民間企業側が、雇用したい人や印象が良く受入れやすい人をよく分かっているからこそ、やっていただけているものではないかと思っております。

もちろん、民間企業ならではの強みを我々が民間委託という形を通じて吸収をして、国として、できるところは他の施設においても水平展開していきたいと考えております。

○朝日委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○篠塚座長 その他、今までのところで御質問、御意見はございますでしょうか。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 今までの議論とは離れますが、新型コロナウイルスに対し、法務省でどのような対応をされているのか見させていただきました。今日の資料にもありますが、私が見たものは、法務省から出されている「あかれんが」の69号に書いてあったものです。新型コロナ

ウイルス感染症に関連して不当な差別や偏見をなくしましょうというタイトルですが、この中で書かれているのが、新型コロナウイルス感染症に感染して感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に貢献している方々やこれらの方々の御家族が不当な差別的取扱いを受けているということで、これに対しての施策は森法務大臣から緊急ビデオメッセージを発信したり、法務省の人権擁護局を通じた啓発が行われているということです。私が気になったのは、これはとても大事な施策だと思いますが、私の知り合いにも医療従事者がいて、実際、差別を受けている声を聞いております。どのようにして差別が生じないようにするかということで法教育というのがあると思うのですが、私の法教育のイメージというのは、どちらかというと人種であるとか、そういった既存の様々な違いを前提とした差別、若しくは、人権問題をなくしましょうという方向性の教育イメージです。医療従事者など、病気を治そうとしている人たちに対する偏見が、今、社会に起きているということは、どのように考えたらいいのかということで、ある意味、今まで法務省がやってこられた法教育の成果としてどうなのかという気持ちもあります。差別に対する教育という点が、もし抜けているのであれば、これからやっていかなければいけないのではないかと考えています。

法教育の中で、具体的なイメージとしては「差別しないようにしよう」というような教育があり得ると思うのですが、感染した人を救出する人たちに対して差別をしないようにという教育は、教育以前の問題のような気もしますが、少なくとも、法務省の対策として、今掲げられている中の一つの話なので、人権擁護局以外で、法教育の方で何か取組をされる予定があるのか、それとも既にされているのか、その辺りを教えていただければ有り難いと思います。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副から御回答させていただきます。御指摘いただきましてありがとうございます。

法務省では、「法教育」を法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、そして、これらの基礎になっている個人の尊重や自由、平等などといった基本的な価値を理解して、法的なものの考え方を身につけていただくための教育と捉えて活動をしているところでございます。

新型コロナウイルスに関連して、差別的な取扱いを受けたり、差別的な言動により被害を受けている方につきましては、先ほど申し上げましたように、法教育では、個人の尊重、自由、憲法の基本的な価値といったものも題材として取り扱っておりますので、プライバシーの侵害や人格権の侵害になり得る書き込みについて、法教育で扱うテーマとして関連する部分もあると考えております。

そのような意味で、法教育の考え方を、広く皆様に子供の頃から繰り返し知っていただくことは非常に重要であると考えておりますが、残念ながら、現在、新型コロナウイルスの関連で特別に特化した教材を作成したり授業を行っていたりというところではございません。現時点では、憲法の基本的な価値を学ぶことができる題材を含んだ教材などを小学校、中学校、高校の発達段階に応じて作成しておりますので、広く使用していただき、法的なものの考え方を身に付けていただくことを目標にしているところでございます。

○篠塚座長 井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 個人的なイメージだと、困っている人を助ける人に対して、批判するということは前提にしていない状態で、教育を提供しているのではないかとと思うのですが、その点が気

になります。困っている人を助ける人を差別しないということは当然のことで、今般の情勢において起きている差別というものを、どのように考えるべきかを教育しなければいけない状態になってしまったのでしょうか。

東日本大震災の原発のときにも同じようなことが起きていて、遡れば更にあるかもしれませんが、私の記憶では2回目ぐらいでしょうか。この辺りをどのように取り組まれるのか気になります。

先ほどのお答えでは、既存の法教育に含まれているように受け止めたのですが、含まれているとしても、切り口を変えられた方が良い気がします。これは、意見でございますので御検討いただければと思います。

○人権擁護局（中島） 人権擁護局の中島と申します。

先生が、先ほどおっしゃっていた教育の側面と若干ずれるかもしれませんが、御指摘がありましたとおり、人権擁護局でSNSや法務大臣のビデオメッセージ等を通じた一般的な啓発の呼びかけをしているところでございます。また、併せて法務局の人権相談の窓口でも医療関係の方を含めて、新型コロナウイルスに関連した人権相談等も受け付けております。

医療従事者の方に対する差別、偏見が、いわゆる、これまでのヘイトスピーチであるとか、一般的な差別の問題と若干異なっていると思っているのは、差別や偏見を持つ、差別的な取扱いをしている側も、悪意を持って差別しているのではなく、その人たち自身も、新型コロナウイルスに感染するとどうなるのか、どのような場合に感染してしまうのか、感染を防ぐためにどうしたらいいのかがはっきり分からず、不安から差別的な行為をしてしまっている場合も多々あるのではないかと考えております。

そのため、人権擁護局は法務局の人権相談の窓口でこのような事案についての相談があった場合、啓発の場面においては、まず正しい情報の確認を求めており、人権相談の場においては、それは差別だからやめるように、と求めるだけではなく、お互いが相手の言い分やどのような気持ちでいるのかを分かっただき、関係の修復を図るような取組も必要ではないかということで、現場では対応しているところでございます。

○井上委員 ありがとうございます。

○篠塚座長 大沼委員、よろしくお願いします。

○大沼委員 今の点で、私からも補足したいのですが、法教育における法とは何かという問題だと思います。制定法と考えると、恐らく、それらを教育したとしても、少なくとも、子供たちにとってはそれほど大きな意味があるものではない。理解できないからであると思いますが、法の基本にあるリーガルマインドの考え方を、子供たちにしっかりと植え付けていかなければいけないのではないかと思います。

ただ、リーガルマインドとは何かという点ですが、つまるところ、バランスなのだと思います。要するに、自分の立場だけではなく、様々な人の立場をおもんばかった上ではかりにかけて、最もバランスのいい結論をみんなで考えることができるのがリーガルマインドだと思います。一方で、先ほどの自由・平等の平等は、形式的な差別をなくすだけだと、実際のいじめの現場などの場面では意味がないと思います。他者に対する配慮や思いやりを踏まえて、実質的な差別をしないといった物の考え方を植え付けていくというのが、差別をなくすところで大事になるので、このような考え方の整理を体系的に整えていただいて、その上で具体的な教育を推し進めていくべきではないかと考えていますので、是非お願いしたいです。

○篠塚座長 いろいろ工夫されていると思いますが、さらに進めていただければと思います。

○大沼委員 篠塚座長の発言の中で、無戸籍者の原因として、例えばDVを受けている母親がいて、届出を出すと、自分が暴力を受けてしまうから無届けになってしまった。それは、無届けの一つの原因だと思いますし、一つ一つつぶしていく必要があると思います。

例えば、なぜ居場所が分かってしまうかという、戸籍の附票などを弁護士等を使って調べられてしまう。それ故に届出を出せないということだと思いますが、その辺りの弾力的な運用は何かできないのでしょうか。例えば、届けを出していても、その戸籍の附票については、事情を鑑みて非開示とすることや、原因がなくとも不開示とできるなど、弾力的な運用が可能であることが母親に分かっていたら、恐らく届け出ることができたと思います。そのような運用はできないものなのでしょうか。

○篠塚座長 民事局からお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤と申します。御指摘ありがとうございます。

戸籍の附票についてですが、こちらは、実は民事局の所管ではなく、住民票などを所管している総務省の所管になります。そのため、どこまで正確な説明を申し上げられるかという点はございますが説明申し上げます。戸籍の附票は、住民票については、既にDVの被害者支援措置という仕組みがございまして、DV被害者等が申出をした場合には、必要以上に住民票を公開しないという仕組みが既に出来上がっており、戸籍の附票もその対象になっていると聞いております。

そのため、適切な申出等をすれば、ただ今御指摘のあった問題点について、少なくとも、制度的には担保されているような仕組みが既に設けられていると思われまます。

届出をすることをちゅうちょする理由としては、様々なものがあるのではないかという御指摘は、正にそのとおりでございます。ただ今の附票の話もそうですし、あるいはそもそも戸籍自体に、法的には親子であるという推定がされてしまうわけですが、心理的には血のつながっていない人の戸籍に、子供が一旦入ってしまうことについて抵抗感を示す母親等もいると伺っております。これらをもろもろ含めまして、現在、法改正も検討されているところでございますが、一人一人どのような悩み、原因から出生届の提出をちゅうちょされているのか寄り添って聞き取りながら、適切な対応をしていくことが、法務省としてこれまで取り組んできたところでございます。引き続き、御指摘いただいた点も踏まえながら考えていかなければならない問題であると思っております。

○大沼委員 もう1点だけ質問させていただきたい。

別の質問になりますが、「債権管理回収業者の審査監督」について、法令遵守なども審査しているとのことですが、審査対象に入るかどうか自体がかなり難しいかと思えます。私も弁護士会などが債権回収業者の事案を扱っていて、一番悪質だと思うのが、子供が持っていた債権を、子供が死んだ段階で債権回収業者が譲り受け、親のところに回収に行くのですが、親としては、その債権が実際弁済されたのかどうか、あるいは時効の中断事由があるのかどうか、そのようなことなどについては全く情報がないわけです。そもそも、債権があるかどうか自体が分からない。そのため、突然、債権回収業者が来て、ほんの一部分でもいいから払ってくれと言われ、払ってしまったことが、時効の中断事由や時効利益の放棄になってしまうなど、非常に大きな問題になってくる場合があります。

親としては、何も知らないわけですから、全く防御のしようがないわけです。その場合に、

債権回収業者の方で、弁済があったかどうか、あるいは時効中断事由があったのかどうかなど、ある程度調べることを義務付けるような手だてはないのでしょうか。また、このようなことについて、工夫はできないものなのでしょうか。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副から回答させていただきます。御質問いただきましてありがとうございます。

サービサーの業務に関しましては、サービサー法によって、適正な業務を行うよう種々の行為規制が課されているところでございます。

先ほど、御質問にございました時効の問題や弁済の状況につきましては、当然、債務者から問合せがあれば回答するように、こちらでも指導はしておりますので、調査という点は、債権の回収委託などを受ける際に、サービサーがどう認識するかということにもよりますが、適切に行うよう求めることは可能だと認識しております。

○大沼委員 債務者は亡くなっておりますが。

○司法法制部（川副） 債権の請求を受けた方から、サービサーへどのような状況になっているのか問い合わせがあった場合、当然、サービサーはそれに回答しなければいけないということになります。その点につきましても、先ほど申し上げました立入検査等におきまして、私どもで適切に見ていくべきところであると考えているところでございます。

サービサーの業務運営の適正については、今後も適切に行われるよう監督してまいります。

○篠塚座長 ありがとうございます。

この機会に、法務省が近時取り組んでいる新型コロナウイルス関係の対策について、「説明資料」と付されている資料に基づき、矯正局、出入国在留管理庁から御説明をお願いします。

○矯正局（西田） 矯正局でございます。

説明資料1の「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」の資料を御覧ください。

矯正施設においては、本年4月5日から4月16日までの間、矯正職員9名、被収容者1名、合計10名の感染者が発生しました。このような状況の中、4月6日、森法務大臣の指示により、法務省における新型コロナウイルス感染症対策等の危機管理対応について検討するため、有識者による「法務省危機管理専門家会議」が設置され、同月13日には、矯正施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインを策定するため、同専門家会議の下に、義家法務副大臣を座長とする「矯正施設感染防止タスクフォース」が設置されました。

4月27日の第3回タスクフォースにおいて、配付しております矯正施設における感染防止対策ガイドラインが策定されました。ガイドラインでは、閉鎖空間で多数の被収容者に対して指導・教育を実施しており、一たび感染者が発生すると急速に感染が拡大するリスクがあるという矯正施設の特性を踏まえて、新型コロナウイルスに関する基本的な理解や、感染防止に向けた取組、実際に感染者が発生した際の対応について、基本的な指針を示しているところでございます。

本ガイドラインに基づいて、各矯正施設の地域性、規模、設備、職員体制、被収容者の種類、人数等の実情を踏まえた上で、施設別のマニュアルを策定するなどしながら、感染症対策を講じているところでございます。また、感染者が発生したことを想定したシミュレーション

ョン訓練や防護服の着脱訓練、消毒、ゾーニング等の実技訓練も継続的に各施設において実施し、矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策を講じております。

説明資料1の最後の12ページを御覧ください。刑事施設においては、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関等でアイソレーションガウン等が不足していた状況を踏まえまして、受刑者の作業として、マスク、防護服、アイソレーションガウンを製作しております。マスクについては、民間企業等からの縫製依頼を受けまして、21の刑務所において5月末現在で約12万枚を製作しています。防護服についても、民間企業等からの縫製依頼を受けまして、主に2施設において月生産約5,000枚の縫製を開始しております。

アイソレーションガウンにつきましては、医療機関において全国的に不足していた状況を踏まえ、経済産業省、厚生労働省、内閣官房国家安全保障局からの依頼を受けまして、42施設で本年10月までに約120万着を縫製し、各都道府県に納品を進めているところでございます。

矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策についての御説明は以上となります。

○篠塚座長 出入国在留管理庁から説明をお願いします。

○出入国在留管理庁（東郷） 出入国在留管理庁の東郷でございます。

説明資料2を御覧ください。こちらにありますとおり、本年4月17日に宮崎法務大臣政務官を座長としてタスクフォースを設置いたしました。このタスクフォースにおいて、4月30日にマニュアルの第1版を作成いたしまして、翌日の5月1日付けで全ての出入国在留管理官署に対して発出してしております。

こちらにつきましては、森法務大臣から当庁に対し、当マニュアルを全職員に周知した上で、これに基づく適切な感染症対策を取るよう御指示を頂いているところでございます。

御案内のとおり、当庁には、出入国港や在留申請窓口、入管収容施設もございます。このような大きく異なる執務環境の下で感染症対策に取り組まなければならないところで、各分野に精通した専門家の皆様から有意義な御提言、御助言を頂きまして、それぞれの入管施設の特性を踏まえた対策を盛り込んでいるところでございます。

資料にはございませんが、7月16日にマニュアルを改定し、全ての出入国在留管理官署に対して発出してしております。改定のポイントにつきましては、法務省ホームページで紹介しておりますが、盛夏時における留意点や消毒の徹底やゾーニングの在り方などを追記させていただいております。

当庁として、今後とも新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 それでは、本日の審議事項については以上とさせていただきます。

今後の予定等につきまして、事務局からお願いいたします。

○渡辺政策立案・情報管理室長 本日は、委員の皆様方から、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見・御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討し、取りまとめた上で、法務省ホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定ですが、次回の政策評価懇談会につきましては、持ち回りでの開催により、「令

和2年度法務省事前評価実施結果報告書（案）」について御審議いただく予定でございます。

8月中旬に委員の皆様方に資料を送付させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

さらに、その次の政策評価懇談会につきましては、「令和3年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御審議いただく予定としています。日程につきましては、来年2月下旬の開催を予定しております。委員の皆様方の御都合をお伺いした上で、開催方法も含めまして、事務局から別途御案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○篠塚座長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。